明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿